

消費生活情報

詐欺メールにご注意を！

実在する大手企業や公的機関などを装った詐欺メールが届き、個人情報盗まれて、経済的被害も発生するケースが発生しています。

①利用している銀行から「不正利用が疑われる取引がある」とのメールが届いたので、慌てて添付されていたURLをクリックした。本物そっくりで、疑うことなく名前や連絡先、口座番号、クレジットカード情報を入力したが、偽サイトだった。

②大手通販サイトからクレジットカード番号を再登録するようにとのメールが届いたので、添付のURLをクリックし入力した。その後、何者かによってカードが不正利用されたことが分かった。

③宅配便業者から「荷物を届けに伺いましたが不在のため持ち帰りました。添付アプリで再配達手続きができます。」という

ショートメールが携帯電話に届いた。携帯電話のIDとパスワードを入力して、アプリから再配達の手配をしたが荷物は届かなかった。後日携帯電話料金に覚えのない有料サイトの料金が加算されていた。

アドバイス

①、②は典型的な「フィッシングメール」のケースです。添付されたURLをクリックすると偽サイトが表示されますが、最近は公式サイトと見分けがつかないものも多く、まずは落ち着いて、すぐに入力をしないでください。

③のショートメールは携帯電話番号で受信できる短いメールです。事例のように、携帯電話端末のIDとパスワードを伝えると、携帯電話料金の決済サービスが不正利用されるおそれがあります。

対応のポイント

▽相手からのメールアドレスが不自然ではないか確認するとともに、その会社の正規のホームページに偽メール情報が掲載されていないかチェックしてください。また必要に応じ、直接会社にお問い合わせを確認しましょう。

▽クレジットカード番号や口座番号を入力すると不正利用されるおそれがあります。誤って入力した場合は、カード会社や銀行に至急報告しましょう。

▽大手企業の多くはショートメールでの通知を行っています。もし通知があった場合は、十分に警戒してください。

消費生活に関する相談

府中市消費生活センター
(☎43-7106)

※市役所南棟にあります。

相談日 毎週月・火・木・金曜日

10時～12時、13時～16時

※祝日・年末年始は除く。